

各種費用額及び料金について

現在

1) 加入分担金

量水器口径(mm)	分担金（円）	消費税（円）	合計額（円）	適用範囲
1 3	50, 000	5, 000	55, 000	水栓数 4 栓まで
2 0	100, 000	10, 000	110, 000	水栓数 1 5 栓まで
2 5	200, 000	20, 000	220, 000	水栓数 3 0 栓まで
3 0	400, 000	40, 000	440, 000	使用水量及び量水器性能を 考慮して上下水道工務課と 協議
4 0	600, 000	60, 000	660, 000	
5 0	1, 000, 000	100, 000	1, 100, 000	
7 5	2, 500, 000	250, 000	2, 750, 000	
1 0 0	市長が別に定める額			

2) 水道関係手数料

区 分	基 準	手数料(円)
設計審査及び工事竣工検査手数料	量水器1個につき	3,000
指定給水装置工事事業者証交付手数料	1件につき	10,000
指定給水装置工事事業者証更新手数料	〃	10,000
指定給水装置工事事業者証再交付手数料	〃	1,000
各種証明手数料	〃	200

3) 水道料金(2か月当り) ※消費税込み

区 分	径別(mm)	基本料金		
		水量(m ³)	料金(円)	
一 般 用	13	20m ³ まで	1,980	20m ³ を超えるもの 1m ³ あたり 148.5円
	20		2,200	
	25		2,640	
	30		3,300	20m ³ を超えるもの 1m ³ あたり 198円
	40		5,500	
	50		8,800	
	75		15,400	
	100		33,000	
臨 時 用	全口径	10m ³ まで	1,650	10m ³ を超えるもの1m ³ あたり 220円

4) 指定材料単価

伸縮バルブ			量水器ボックス		
口径(mm)	単価(円)	税抜価格	規 格	単価(円)	税抜価格
13	8,800	8,000	20mm用	10,120	9,200
20	18,590	16,900	25mm用	15,950	14,500
25	24,200	22,000	30~40mm用	46,750	42,500

各種費用額及び料金について

令和8年10月1日～

1) 加入分担金

量水器口径(mm)	分担金（円）	消費税（円）	合計額（円）	適用範囲
1 3	50,000	5,000	55,000	水栓数 4 栓まで
2 0	100,000	10,000	110,000	水栓数 1 5 栓まで
2 5	200,000	20,000	220,000	水栓数 3 0 栓まで
3 0	400,000	40,000	440,000	使用水量及び量水器性能を 考慮して上下水道工務課と 協議
4 0	600,000	60,000	660,000	
5 0	1,000,000	100,000	1,100,000	
7 5	2,500,000	250,000	2,750,000	
1 0 0	市長が別に定める額			

2) 水道関係手数料

区 分	基 準	手数料(円)
設計審査及び工事竣工検査手数料	量水器1個につき	3,000
指定給水装置工事事業者証交付手数料	1件につき	10,000
指定給水装置工事事業者証更新手数料	〃	10,000
指定給水装置工事事業者証再交付手数料	〃	1,000
各種証明手数料	〃	200

3) 水道料金(2か月当り) ※消費税込み

区 分	径別(mm)	基本料金		
		水量(m³)	料金(円)	
一 般 用	13	20m³まで	1,980	20m³を超えるもの 1m³あたり 148.5円
	20		2,200	
	25		2,640	
	30		3,300	20m³を超えるもの 1m³あたり 198円
	40		5,500	
	50		8,800	
	75		15,400	
	100		33,000	
臨 時 用	全口径	10m³まで	1,650	10m³を超えるもの1m³あたり 220円

4) 指定材料単価

伸縮バルブ			量水器ボックス		
口径(mm)	単価(円)	税抜価格	規 格	単価(円)	税抜価格
13	8,800	8,000	20mm用	11,220	10,200
20	21,450	19,500	25mm用	19,250	17,500
25	28,160	25,600	30～40mm用	46,750	42,500